

第2号議案

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく許可に係る特殊建築物の位置について

(一般・産業廃棄物処理施設)(富士河口湖町)

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について

申請者名称	(株)土手影建設 代表取締役 後藤義三
位置	南都留郡富士河口湖町小立5041番地他17筆 (都市計画区域内 用途地域指定無し)
許可対象 施設	<p>○一般廃棄物処理施設</p> <ul style="list-style-type: none">・処理能力5t／日以上 of 処理施設・・・蛍光灯破碎機、木材破碎機、圧縮梱包機、選別機、金属圧縮機、振動篩 <p>○産業廃棄物処理施設</p> <ul style="list-style-type: none">・処理能力5t／日超 of 破碎施設(廃プラ、木くず、がれき類)・・・蛍光灯破碎機、木材破碎機、振動篩
申請理由	平成6年に設置した産業廃棄物の中間処理施設において、敷地を拡大し、新設建築物の増築及び処理施設が追加されることにより、建築基準法第51条の許可対象施設となった為。

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について① (建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号))

(位置の制限を受ける処理施設)

第百三十条の二の二 法第五十一条 本文(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。) **第五条第一項のごみ処理施設(ごみ焼却場を除く。)**

二 次に掲げる処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「**産業廃棄物処理施設**」という。)

イ 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設

ロ (略)

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について②
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令
第三百号))

(一般廃棄物処理施設)

令第五条 法第八条第一項の政令で定めるごみ処理施設は、
一日当たりの処理能力が五トン以上(焼却施設にあつては、
一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上又は火格子
面積が二平方メートル以上)のごみ処理施設とする。



本申請

処理能力5t/日以上 of 処理施設・・・蛍光灯破砕機、木材破砕機、圧縮梱包機、選別機、金属圧縮機、振動篩

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について③ (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令 第三百号))

(産業廃棄物処理施設)

令第七条 法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

一～六 (略)

七 廃プラスチック類の破砕施設であって、一日当たりの処理能力が5トンを超えるもの

木くず等

八(略)

八の二 第二条第二号に掲げる廃棄物(事業活動に伴って生じたもの)又はがれき類の破砕施設であって、一日当たりの処理能力が5トンを超えるもの

九～十三の二 (略)



本申請

処理能力5t/日超の破砕施設(廃プラ、木くず、がれき類)・・・蛍光灯破砕機、木材破砕機、振動篩

申請概要①

■ 申請者

住所 山梨県南都留郡忍野村内野696番地

氏名 株式会社土手影建設 代表取締役 後藤 義三

■ 行為の概要(現況)

平成6年に設置した産業廃棄物の中間処理施設において、敷地を拡大し、建築物の増築及び処理施設が追加されることにより、建築基準法第51条の許可対象施設となり、申請がされた。

〔既存施設(産業廃棄物処理施設)〕

設置年月日 平成6年7月25日

処理能力等

- ・ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず・がれき類の破碎 400t／日
- ・木くずの破碎 1.76t／日
- ・廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くずの破碎 1.92t／日

申請概要②-1

本申請に係る一般廃棄物処理施設

廃棄物の種類	処理する廃棄物の種類	処理施設	1日当たりの処理能力	許可対象
一般廃棄物	発泡スチロール	発泡スチロール減容機	186.4kg/日	許可対象外
	混合廃棄物	蛍光灯破碎機	10.8t/日	≧5t/日
	廃プラスチック		20.4t/日	
	木くず	木材破碎機	456.0t/日	≧5t/日
	廃プラスチック	圧縮梱包機	136.0t/日	≧5t/日
	紙くず		169.6t/日	
	繊維くず		103.2t/日	
	金属くず		112.0t/日	
	混合廃棄物	混合廃棄物選別機	72.8t/日	≧5t/日
	金属くず	金属圧縮機	34.4t/日	≧5t/日
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、がれき類	振動篩 ※既存	400.0t/日	≧5t/日
	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず	2軸せん断シュレッダ ※既存	1.92t/日	許可対象外
木くず	1.76t/日			

本申請に係る産業廃棄物処理施設

廃棄物の種類	処理する廃棄物の種類	処理施設	1日当たりの処理能力	許可対象
産業廃棄物	発泡スチロール	発泡スチロール減容機	186.4kg/日	許可対象外
	混合廃棄物	蛍光灯破碎機	10.8t/日	許可対象外
	廃プラスチック		20.4t/日	≥5t/日
	木くず	木材破碎機	456.0t/日	≥5t/日
	廃石膏ボード	石膏ボード端材分別装置	4.8t/日	≥5t/日
	廃プラスチック	圧縮梱包機	136.0t/日	≥5t/日
	紙くず		169.6t/日	
	繊維くず		103.2t/日	
	金属くず		112.0t/日	
	混合廃棄物	混合廃棄物選別機	72.8t/日	≥5t/日
	金属くず	金属圧縮機	34.4t/日	≥5t/日
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	振動篩 ※既存	400.0t/日	許可対象外
	がれき類		400.0t/日	≥5t/日
	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず	2軸せん断シュレッダ ※既存	1.92t/日	許可対象外
	木くず		1.76t/日	

申請概要③

■ 建築物の概要:新設1棟 既存3棟

敷地面積9,170.20㎡ 容積率 : 23.50 % < 200%

建ぺい率: 23.71 % < 70%

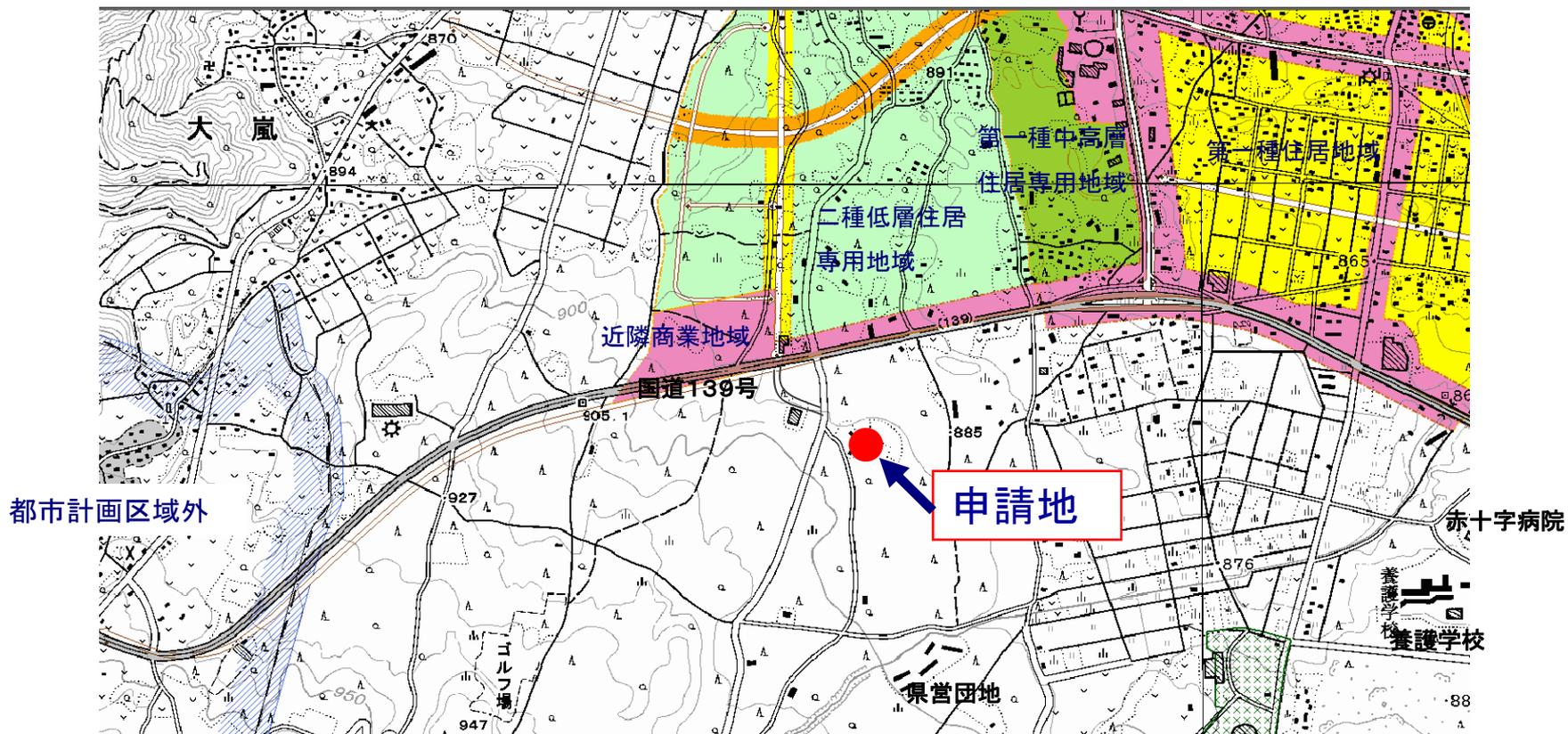
建築物名称	階数	構造	高さ	延べ床面積	建築面積
工場(新設)	2	鉄骨造	15.925m	1,730.91㎡	1,715.84㎡
申請合計				1,730.91㎡	1,715.84㎡
車庫(既存)	1	鉄骨造	6.360m	135.83㎡	135.83㎡
事務所(既存)	1	鉄骨造	3.595m	42.09㎡	49.42㎡
倉庫(既存)	1	鉄骨造	9.405m	273.11㎡	273.11㎡
既存合計				451.03㎡	458.36㎡
合計				2181.94㎡	2174.2㎡

申請概要④

- 作業時間 8時間（午前8時から午後5時）
（搬入搬出等時間 午前8時から午後5時）

都市計画図

富士北麓都市計画区域 用途地域無指定地域



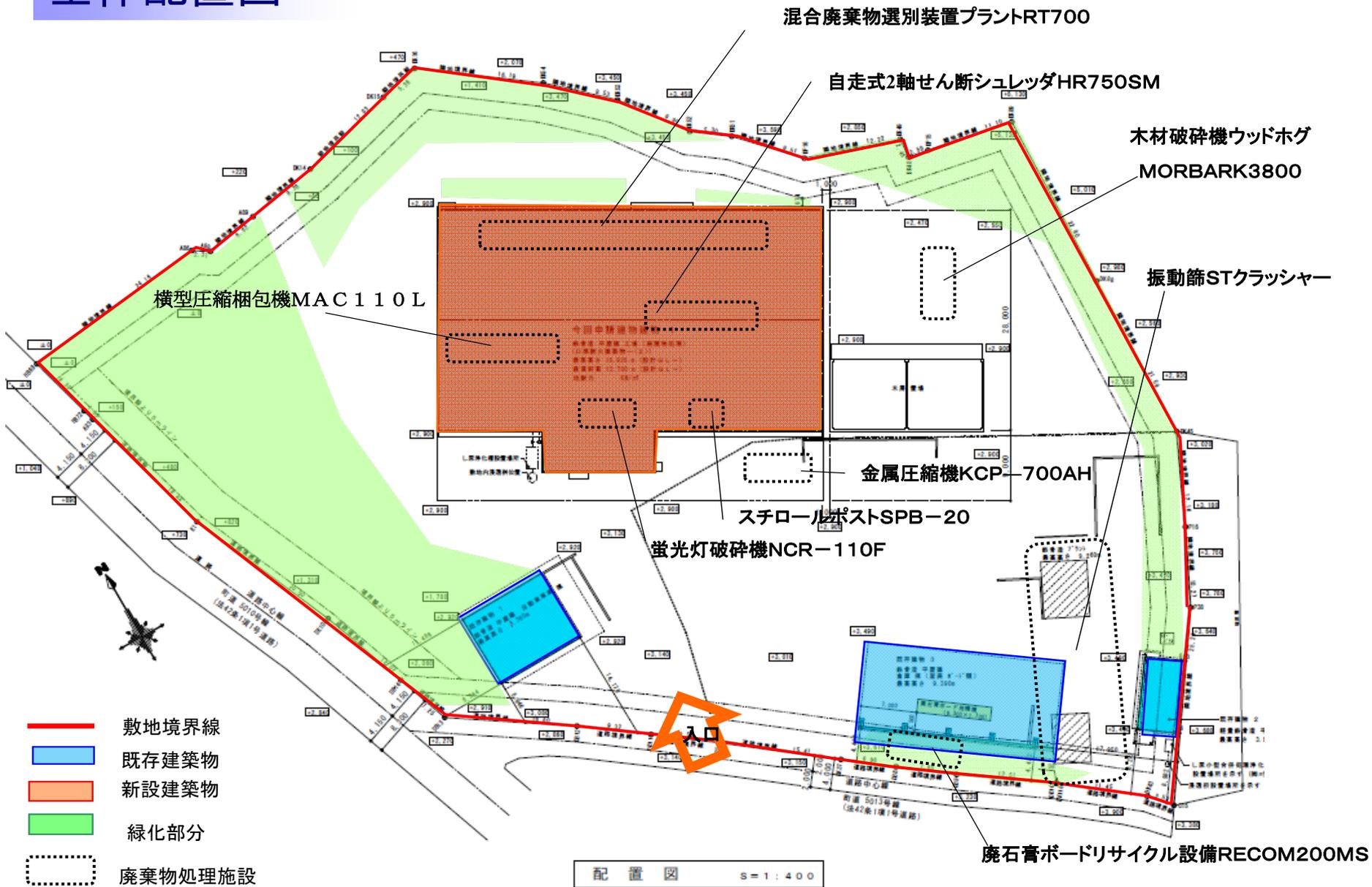
周辺状況図③



周辺状況図①



全体配置図



周辺状況写真(1)

①国道139号線(鳴沢→富士吉田方面)



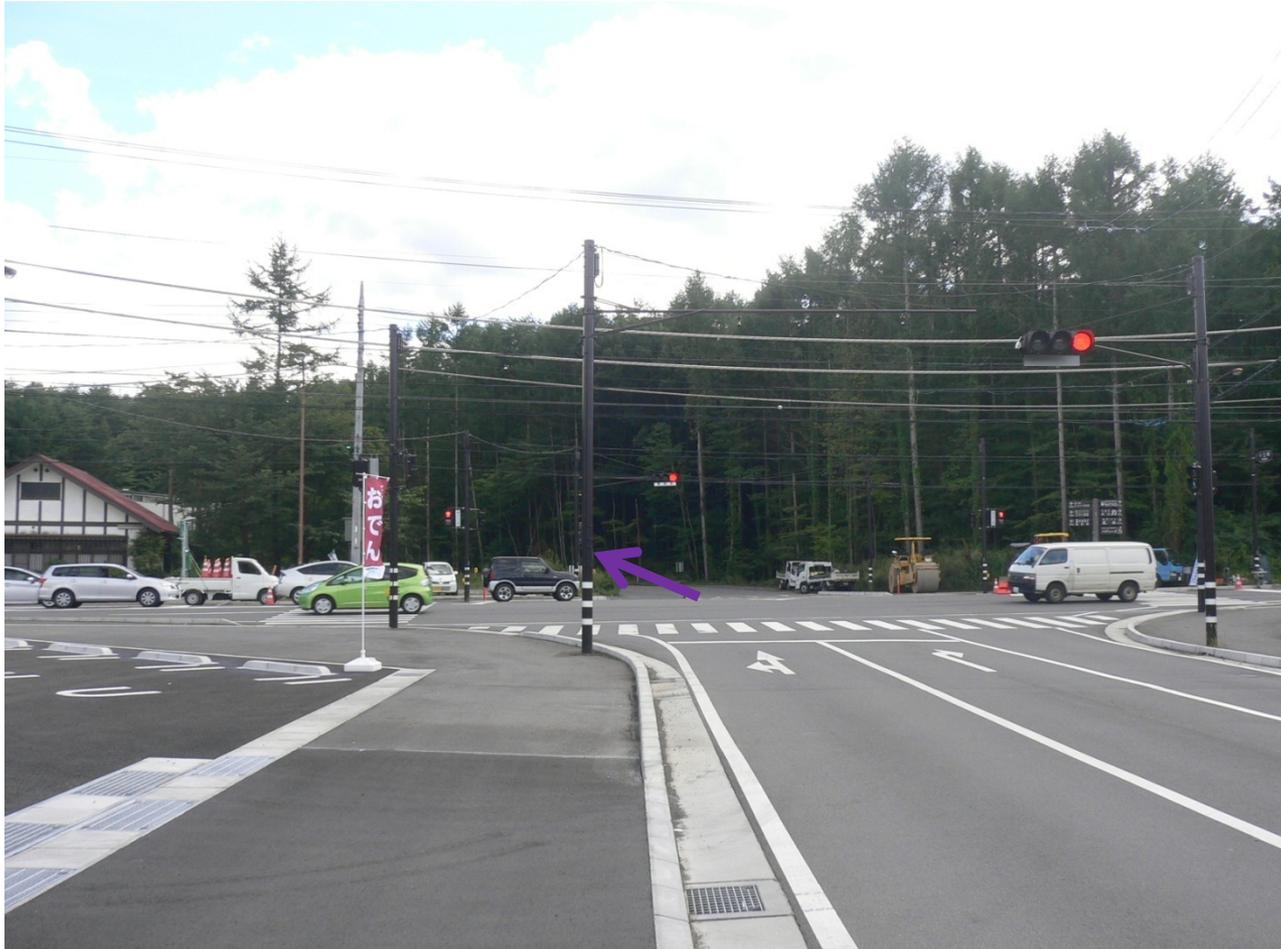
周辺状況写真(2)

②国道139号線(富士吉田→鳴沢方面)



周辺状況写真(3)

③国道139号線(フォレストモール側より)



周辺状況写真(4)

④町道5010号線



周辺状況写真(5)

⑤町道5013号線



周辺状況写真(6)

計画地への進入路



計画地状況写真(1)

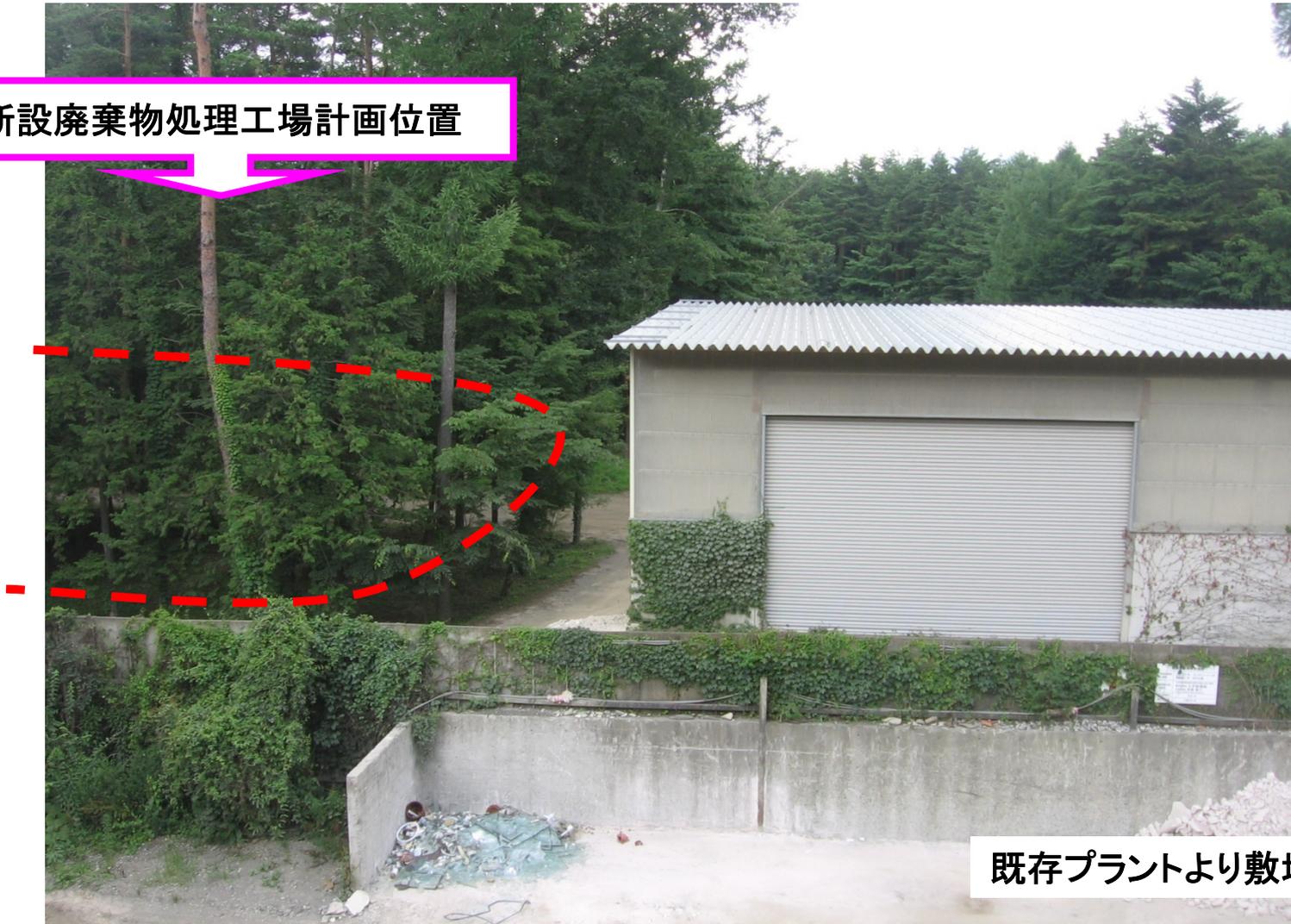
既存廃棄物置場



敷地南側より撮影

計画地状況写真(2)

新設廃棄物処理工場計画位置



既存プラントより敷地北側を撮影

(株)土手影建設 一般・産業廃棄物処理施設に係る敷地の位置の妥当性の検討項目について

1 位置の妥当性

2 搬出入路の妥当性

3 施設計画の妥当性

4 環境公害対策の妥当性

5 地元住民等との合意形成等

6 その他

1 位置の妥当性について

- 富士北麓都市計画マスタープランにおいて、本敷地は森林・共生地域に位置し、環境や景観の保全に配慮しつつ都市的土地利用との調和のとれた土地利用を図っている。また、富士河口湖町都市計画マスタープランでは、林間住宅地誘導ゾーンに位置づけられている。
- 計画地は北側に国道139号があり、周辺は森林となっている。
- 敷地周囲300m以内には学校、病院、図書館、老人ホーム及び保育所、公園その他これらに類する施設、50戸以上の既存住宅地群は存在しない。

2 搬出入経路の妥当性

- 敷地北側の国道139号線から敷地西側の町道5010号線(幅員8.3m)、敷地南側の町道5013号線(幅員4m)を通り、搬出入を行う。
- 敷地は町道5013号線側において2mセットバックし、町道5013号線に対し渋滞回避対策を行う計画となっている。
- 1日あたり37台(2t・4t・10t車)程度(時間当たり最大3~4台程度)の搬出入車輛を見込んでおり、場内では円滑に作業が行われるため、車道に待機車両もなく交通への影響は少ないものと考えられる。仮に搬出入車両が集中した場合には、敷地内入口及び各所に空きスペースを確保し、待機できる計画となっている。
- 町道5013号線沿いには、本施設以外の建築物はない。

3 施設計画の妥当性

○ 配置計画

- 敷地内には、廃棄物の選別・破碎・溶融・分離施設、保管場所、敷地内の通路が計画されている。搬出入車輛の動線計画、待機車輛スペースの確保等、有効な計画がなされており、特に支障ない計画である。

○ 緑化・景観への配慮

- 当該敷地は搬出入路を除き、周囲の道路及び隣地境界を緑地とし、山梨県環境緑化条例により求められる敷地面積の5%以上の緑地に対して30%の緑地を整備する計画である。また、自然公園法普通地域内にあり、落ち着いた色彩を基調とする等、周辺の景観との調和に配慮した計画とされている。

○ 環境部局との協議

- 山梨県廃棄物処理施設設置に関する指導要領による事前協議が終了し、結果通知書が平成24年9月21日付けで交付され、施設設置許可の手続きが並行して進められている。

4 環境公害対策の妥当性

○ 大気汚染について

- 屋外に設置する破碎施設について、境界への塀の設置、集塵装置の設置、必要に応じた散水、強風時の作業の中止等の対策を行う計画である。建屋内に設置する施設においても、影響の大きい蛍光灯破碎施設は密閉状態で処理を行う計画である。

生活環境影響調査においても、環境基準の $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ を下回る $0.18\text{mg}/\text{m}^3$ となり問題ない。

また、搬出入車両による大気汚染については、適切な車両点検や整備を行い、良好な状態で使用する他、アイドリングストップ等を実施する。

○ 水質汚濁について

- 本施設の稼働に伴う排水の発生要因はない。

○ 悪臭について

- 廃発泡スチロールについては、残渣物付着物は受け入れない。また、悪臭がする品目については、有蓋コンテナを使用し、密閉した状態で保管を行う。

○ 騒音及び振動について

- 騒音及び振動について 産業廃棄物処理法施行規則第11条の2の規定に基づく生活環境影響調査が実施され、最寄りの人家等に対し、支障ないとの結果が得られている。
- 振動に関しては、予測値が基準値を下回っている。

○ 環境測定予測値

調査事項	調査項目	区 域	基準値	予測値
騒 音	騒音レベル	第2種区域	55dB	50dB
振 動	振動レベル	第1種区域	60dB	36dB

- 処理施設設置後、建築住宅課が立ち会いし、騒音・振動についての環境影響調査を行う。

5 地元住民等との合意形成等

○ 市町村の意見等

■ 富士河口湖町都市計画審議会の議を経て、町長より「支障ない」旨の意見が出されている。

○ 地元住民等

■ 施設計画予定地の隣接地の地権者及び小立地区の各地区長の合意が得られている。

6 その他

○ 都市計画法の開発許可について

- 当該敷地は、敷地の拡幅および造成を伴い開発行為に該当する。都市計画法の開発許可については、今回の計画に際し同時申請中であり、許可となる見込みである。